

観光振興に係る法定外目的税の名称について

条例説明例及び条例名称（案）例

条例名（案）	説明例
沖縄県宿泊税条例	<p>沖縄県では、観光客の利便性・満足度の向上等を図るため、観光振興を目的とした<u>宿泊税（観光目的税）</u>を導入することとしました。</p> <p>宿泊税は、沖縄県内のホテル、民宿等に宿泊する方を対象に、ホテル、民宿等を通じて支払って頂くこととなります。</p> <p>沖縄県では、徴収した宿泊税をもとに、旅行者に分かりやすい案内標識の整備、観光案内所の運営、観光施設等におけるリノベーション、交通環境の改善などに活用することとしています。</p>
沖縄県観光目的税条例	<p>沖縄県では、観光客の利便性・満足度の向上等を図るため、観光振興を目的とした<u>観光目的税（宿泊税）</u>を導入することとしました。</p> <p>観光目的税（宿泊税）は、沖縄県内のホテル、民宿等に宿泊する方を対象に、ホテル、民宿等を通じて支払って頂くこととなります。</p> <p>沖縄県では、徴収した観光目的税（宿泊税）をもとに、旅行者に分かりやすい案内標識の整備、観光案内所の運営、観光施設等におけるリノベーション、交通環境の改善などに活用することとしています。</p>

その他の観光目的税の名称（案）の例示

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・（沖縄）観光リゾート税 ・うちなー観光協力（又は応援）税 ・万国津梁税 <ul style="list-style-type: none"> ※ 万国津梁：世界の架け橋 ・沖縄観光資源保全税 ・沖縄（来沖）滞在（逗留）税 <ul style="list-style-type: none"> ※ 滞在（逗留）：一定期間とどまる ・沖縄観光魅力向上税 ・沖縄観光発展税 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄観光受入体制強化税 ・（沖縄観光）うといむち税 <ul style="list-style-type: none"> ※ うといむち：おもてなし ・うちなー（沖縄）美ら島保全税 ・沖縄観光地形成促進税 ・沖縄観光ブランド強化税 ・美ら島宿泊税 ・美ら島創造宿泊税 |
|--|--|